

## 第7章 計画の達成状況の評価

### 1 評価指標の設定

本計画の達成状況进行评估するため、基本方針ごとに指標と目標値を設定します。

#### 網

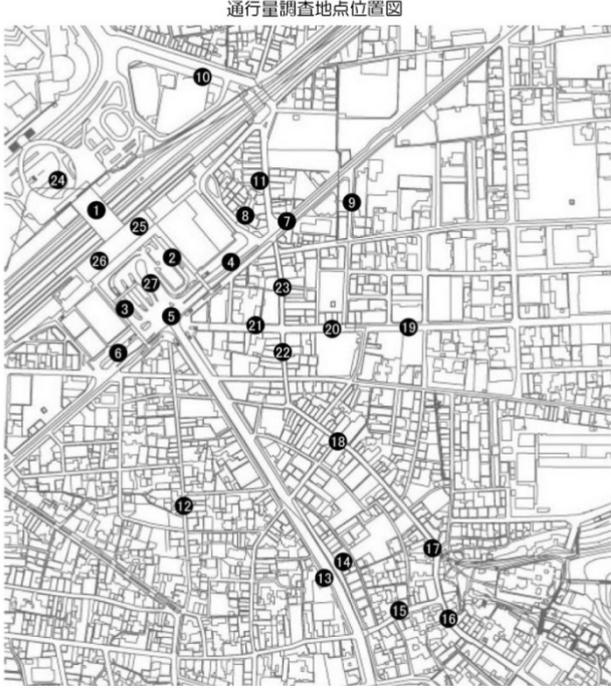
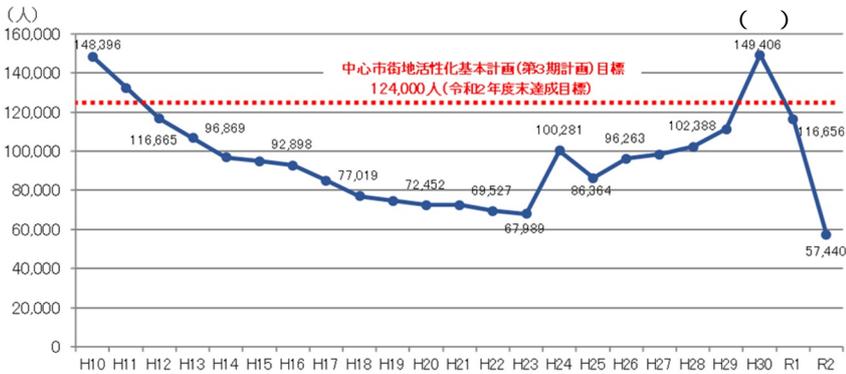
#### 都市の骨格を形成する公共交通

評価指標 1	幹線の年間利用者数
指標の定義	<p>幹線である鉄道・路線バスの年間利用者数</p> <p>【算出方法】 路線バスは年間輸送人数の合計値より、鉄道は1日あたり乗降者数の半数を1日あたり利用者数として、年間利用者数を算出</p> <p>【対象路線】 倉敷 児島（路線バス）、倉敷 水島 玉島（鉄道，路線バス）、倉敷 茶屋町（路線バス）</p>
評価の時期	毎年
現状値	3,462,100 人/年 （平成 27 年度）
目標値	3,471,000 人/年 （令和 4 年度）
目標値の考え方	直近 3 年間の最高値を維持しながら増加を目指す
データ取得方法	交通事業者からの報告により市が把握
これまでの状況	<p>(人/年)</p> <p>3,500,000</p> <p>3,450,000</p> <p>3,400,000</p> <p>0</p> <p>H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 (年度)</p> <p>3,454,944</p> <p>3,423,488</p> <p>3,462,100</p> <p>3,471,000</p> <p>目標値</p> <p>資料：交通事業者からの報告により作成</p>

暮

市民に愛され、暮らしを支える公共交通

評価指標 2	コミュニティタクシーの年間利用者数
指標の定義	各地区で運行されるコミュニティタクシーの年間利用者数の合計値 【算出方法】 年度内利用者数の合計 【対象路線】 市内コミュニティタクシー全路線
評価の時期	毎年
現状値	29,401 人/年 (平成 27 年度)
目標値	33,400 人/年 (令和 4 年度)
目標値の考え方	現行導入地区での利用者数の増加と、新たな地区での導入促進により、利用者数増加を目指す
データ取得方法	市が把握
これまでの状況	<p>※H26年度以前の真備・船穂コミュニティバス利用者数を含む</p> <p>H26 年度以前の真備・船穂コミュニティバス利用者数を含む</p> <p>資料：市の集計による</p>

評価指標 3	市中心部の歩行者・自転車通行量
指標の定義	<p>中心市街地内（倉敷駅周辺）27 地点での、休日 1 日あたり歩行者・自転車通行量</p> <p>【算出方法】 倉敷市中心市街地通行量調査による</p>  <p>通行量調査地点位置図</p> <p>資料：倉敷市中心市街地活性化基本計画（新計画）</p>
評価の時期	毎年
現状値	96,263 人/日（平成 26 年度）
目標値	120,000 人/日（令和 4 年度）
目標値の考え方	倉敷市中心市街地活性化基本計画（新計画）に定める指標と目標値であり、公共交通に関わる各種事業の推進により同目標値達成を目指す。
データ取得方法	市が把握
これまでの状況	 <p>（人）</p> <p>148,396 116,665 96,869 92,898 77,019 72,452 69,527 67,989 100,281 86,364 96,263 102,388 149,406 116,656 57,440</p> <p>中心市街地活性化基本計画(第3期計画)目標 124,000人(令和2年度末達成目標)</p> <p>H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2</p> <p>資料：倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画(第3期計画)</p> <p>実績値について、例年の調査日は7月であるが、平成30年は豪雨災害のため11月に実施</p>

評価指標 4	わかりやすい情報提供の取り組み件数																
指標の定義	<p>わかりやすい情報の提供に関する事業のうち、新規に実施した事業または改善した事業の総数</p> <p>【算出方法】 「魅：国内外からのニーズに応えたおもてなしの公共交通」に関連する取り組みの実施数をカウントする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">わかりやすい情報の提供</td> <td>1. 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布</td> </tr> <tr> <td>2. 情報案内板や経路案内の改善・整備</td> </tr> <tr> <td>3. 公共交通の認知度向上</td> </tr> <tr> <td>4. 案内所のサービス強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接遇やマナーの向上</td> <td>1. 乗務員等の接遇向上</td> </tr> <tr> <td>2. 利用者のマナー啓発</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タクシーを活用した観光客の二次交通の充実</td> <td>1. 観光タクシー乗務員の育成</td> </tr> <tr> <td>2. 観光タクシーのモデルコース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光モビリティ・マネジメント等の推進</td> <td>1. 観光客向けの情報提供</td> </tr> <tr> <td>2. 市民向けの情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	事業	内容	わかりやすい情報の提供	1. 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布	2. 情報案内板や経路案内の改善・整備	3. 公共交通の認知度向上	4. 案内所のサービス強化	接遇やマナーの向上	1. 乗務員等の接遇向上	2. 利用者のマナー啓発	タクシーを活用した観光客の二次交通の充実	1. 観光タクシー乗務員の育成	2. 観光タクシーのモデルコース	観光モビリティ・マネジメント等の推進	1. 観光客向けの情報提供	2. 市民向けの情報提供
事業	内容																
わかりやすい情報の提供	1. 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布																
	2. 情報案内板や経路案内の改善・整備																
	3. 公共交通の認知度向上																
	4. 案内所のサービス強化																
接遇やマナーの向上	1. 乗務員等の接遇向上																
	2. 利用者のマナー啓発																
タクシーを活用した観光客の二次交通の充実	1. 観光タクシー乗務員の育成																
	2. 観光タクシーのモデルコース																
観光モビリティ・マネジメント等の推進	1. 観光客向けの情報提供																
	2. 市民向けの情報提供																
評価の時期	毎年																
現状値	- (新たに計測)																
目標値	年間1件以上を実施し、計画年度内にすべてを実施する。																
目標値の考え方	本計画を実現するための事業のスケジュールに沿って、毎年着実に事業の推進を図ります。また、計画年度内にすべての事業を実施するため定期的に状況を評価します。																
データ取得方法	実施主体からの報告により市が把握																
これまでの状況	- (新たに計測)																

## 2 評価の方法

本計画全体の評価はPDCAサイクルの考え方のもと、計画・実行・評価・改善を行います。事業の実施、改善による効果、影響を把握するために設定した評価指標に基づき、毎年度、定期的に倉敷市地域公共交通会議において評価・検証を行います。また、事業の問題点や改善の要望を把握し、必要に応じて事業の修正、計画の見直しを検討します。

本計画の評価指標以外の指標なども参考とし、各種事業の実施状況の確認や評価を行います。

社会情勢の変化や地域の実情に対する配慮も必要なことから、新たな指標の必要性についても今後検討するなど、適宜見直しを行いながら、より良い取り組みとなるよう改善を行います。

表 7 - 1 その他の想定される参考指標

アンケート調査 (第六次総合計画評価指標)	市内の公共交通機関(電車・バス等)の満足度 交通弱者(移動手段がない人)が不便なく移動できていると思う人の割合
公共交通利用者数	鉄道利用者数 路線バス利用者数 タクシー利用者数
事業の実施状況や参加状況	各種関係主体で連携した利用促進事業の開催状況や参加状況 (鉄道・バス教室の開催回数、スマート通勤参加事業所数、おかやま愛カード利用者数、わかりやすい情報提供に向けた取り組みの事例など)
その他	市内の主要観光地の観光客数 その他、事業に応じて適宜検討

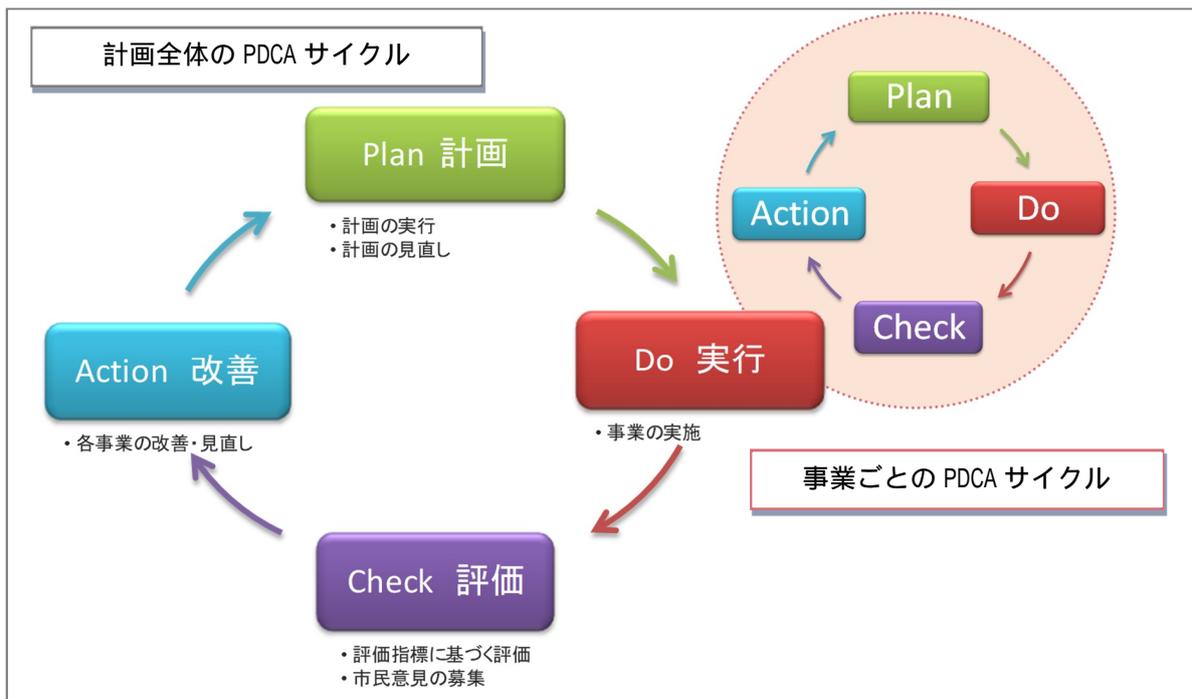


図 7 - 1 PDCAサイクルによる計画の評価イメージ

# 参考資料

## 1 計画策定の経緯

本計画の策定に関し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づく協議会として、住民及び利用者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、市等で組織する「倉敷市地域公共交通会議」で協議しました。

会議名	月日	主な議題
平成27年度第1回 倉敷市地域公共交通会議	平成27年 8月11日	・倉敷市地域公共交通網形成計画（仮称）について
平成27年度第2回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 3月22日	・現況調査・分析結果について
平成28年度第1回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 6月6日	・地域公共交通の現状と課題について
平成28年度第2回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 8月31日	・公共交通の役割・理念・基本方針について
平成28年度第3回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 11月22日	・倉敷市地域公共交通網形成計画（素案）について
平成28年度第4回 倉敷市地域公共交通会議	平成29年 3月22日	・倉敷市地域公共交通網形成計画（案）について

## 2 パブリックコメント

以下の内容で、倉敷市地域公共交通網形成計画（素案）に対するパブリックコメントを実施しました。

閲覧及び募集期間：平成29年1月18日（水）～平成29年2月10日（金）

実施の方法：市の広報誌による意見募集のお知らせ

本庁交通政策課、情報公開室、児島・玉島・水島・真備の各支所市民課、庄・茶屋町の各支所市民係、船穂支所市民税務係に設置閲覧  
市ホームページ掲載

意見等の件数：12人 51件

### 3 倉敷市地域公共交通会議設置要綱

#### 倉敷市地域公共交通会議設置要綱

平成 20 年 2 月 6 日

告示第 49 号

改正 平成 20 年 3 月 26 日告示第 169 号

平成 21 年 4 月 1 日告示第 210 号

平成 22 年 6 月 8 日告示第 371 号

平成 24 年 1 月 25 日告示第 47 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 178 号

平成 28 年 5 月 31 日告示第 370 号

#### (目的及び設置)

第 1 条 公共交通の活性化及び需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他利用者の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、倉敷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 公共交通の活性化及び利便性向上の推進に関する事項
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項に規定する地域公共交通形成計画の作成及び実施に関する事項
- (4) 公共交通の確保、維持及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関し必要と認める事項

#### (組織)

第 3 条 交通会議は、委員 26 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は利用者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者
- (9) 岡山県の公共交通を担当する部署の長又はその指名する者
- (10) 岡山県警察本部の交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (11) 道路管理者又はその指名する者
- (12) 市長又はその指名する者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (臨時委員)

第 4 条 交通会議において、特別な事項を協議するため必要があるときは、会長は、次に掲げる者の中から臨時委員を置くことができる。

- (1) 市民及び利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 本市内管轄警察署長又はその指名する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 臨時委員は、当該特別な事項に関する協議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (オブザーバー)

第 5 条 交通会議に、公共交通に関連した業務と連携を図るため、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、次に掲げる者により構成する。

- (1) 保健福祉局社会福祉部長

- (2) 文化産業局文化観光部長
- (3) 教育委員会学校教育部長
- 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。  
(関係者の出席)
- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。  
(会長及び副会長)
- 第7条 交通会議に、会長及び副会長各1人を置き、市長の指名によってこれを定める。
  - 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
- 第8条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長の指名する者が議長となる。
  - 2 会議は、委員及び協議事項に関係のある臨時委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(協議結果の取扱い)
- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。  
(その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。  
附 則  
この要綱は、告示の日から施行し、平成20年2月4日から適用する。  
附 則(平成20年3月26日告示第169号)  
この要綱は、告示の日から施行する。  
附 則(平成21年4月1日告示第210号)  
この要綱は、告示の日から施行する。  
附 則(平成22年6月8日告示第371号)  
この要綱は、告示の日から施行する。  
附 則(平成24年1月25日告示第47号)  
この要綱は、告示の日から施行する。  
附 則(平成27年3月31日告示第178号)  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則(平成28年5月31日告示第370号)  
この要綱は、告示の日から施行する。

## 4 倉敷市地域公共交通会議 委員名簿

H29年3月22日現在

区分	氏名	団体・職名等
学識経験を有する者	谷口 守	筑波大学大学院システム情報系社会工学域 教授
	橋本 成仁	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授
市民又は利用者	大野 基和	公募市民
	守安 涉	公募市民
高齢者団体の代表	山下 成久	倉敷市老人クラブ連合会 副会長
障害者団体の代表	高田 健	倉敷市身体障害者福祉協会連合会 理事
商工業団体の代表	横田 直樹	倉敷商工会議所運輸交通委員会 副委員長
観光団体の代表	丹下 恒夫	公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー 専務理事
一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	羽原 富夫	公益社団法人岡山県バス協会 事務局長
一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	石井 繁次	一般社団法人岡山県タクシー協会 専務理事
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	生藤 茂徳	岡山県交通運輸産業労働組合協議会 議長
路線バス事業者の代表者又はその指名する者	山田 英夫	両備ホールディングス株式会社 両備バスカンパニー運輸部 シニアマネージャー
	難波 仁	岡山電気軌道株式会社 常務取締役
	楠本 雅之	下津井電鉄株式会社バス事業部営業課 係長
	渡邊 寛人	株式会社井笠バスカンパニー 代表取締役専務
鉄道事業者の代表者又はその指名する者	加藤 勇樹	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社企画課 課長
	久本 忠彦	水島臨海鉄道株式会社 取締役
	畦坪 和範	井原鉄道株式会社 代表取締役専務
国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長 又はその指名する者	宮長 勇作	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官
岡山県の公共交通を担当する部署の長 又はその指名する者	馬場 俊一	岡山県 県民生活部県民生活交通課 副参事
岡山県警察本部の交通規制を担当する部署の長 又はその指名する者	中村 道範	岡山県警察本部 交通部交通規制課 課長
道路管理者又はその指名する者	谷口 雄一郎	国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所計画課 課長
	小坂 進	岡山県備中県民局建設部 副部長
	小野 素宏	倉敷市建設局土木部 部長
市長又はその指名する者	岸本 安正	倉敷市建設局 局長
事務局		倉敷市建設局都市計画部交通政策課

会長 副会長 交通会議議長

## 5 市内路線バスの路線系統分類

平成28年11月1日現在

NO	運行エリア	分類	事業者	系統名	運行系統			運行回数(回)				キロ程 km
					起点	経由地	終点	平日	土曜	日祝	平日	
1	倉敷-水島 (古城池経由)	幹線	両備	青車	倉敷駅前	吉岡・青葉町	霞橋車庫	25.0	23	19.5	19.5	13.8
2		幹線	両備	吉岡協同病院	倉敷駅前	吉岡	水島協同病院前		2	1	1	8.8
3	倉敷-水島 (連島経由)	幹線	両備	小満車庫	倉敷駅前	小満・連島	霞橋車庫	31.5	15	23	23	11.3
4		幹線	両備	倉敷芸大	倉敷駅前	小満・連島	倉敷芸科大		16.5	5	5	11.8
5		両備	JFE本線	倉敷駅前	小満・明神町	JFE南門	3.5		2	2	12.5	
6	倉敷-児島 (天城経由)	幹線	下電	天城線	倉敷駅前	天城・小川七丁目	JR児島駅	34.0	33.5	29	29	20.4
7		幹線	下電	天城線	倉敷駅前	天城・下之町	JR児島駅		0.5	0	0	22.5
8		下電	宇野線	倉敷駅前	下之町・波川	宇野駅前	1		0	0	35.8	
9	倉敷-児島 (塩生経由)	幹線	下電	塩生線	倉敷駅前	倉敷前・塩生	JR児島駅	29.5	26	21.5	21.5	22.3
10		幹線	下電	古城池線	倉敷駅前	笹沖・新呼松	JR児島駅		3	2	2	21.0
11		幹線	下電	塩生線	倉敷駅前	南塩生・白葉町	JR児島駅		0.5	0	0	22.0
12	岡山-児島	下電	興除線	天満屋	汗入・下之町南	JR児島駅	3.5	3.5	3.5	31.9		
13		下電	興除線	興除車庫前	小川七丁目	JR児島駅	0.5	0	0	13.6		
14	玉島地内	両備	駅線	新倉敷駅前	七島	玉島中央町	14	11	11	2.7		
15		井笠	寄島・新倉敷駅	寄島	黒崎・玉島協同病院	新倉敷駅	1	6	4	4	16.7	
16		両備	住友東	新倉敷駅前	掘貫・クラレ入口	住友重機西門	10.5	8	8	5.3		
17		両備	ハーバーアイランド	新倉敷駅前	クラレ入口	ハーバーアイランド	1.5	0.5	0	7.7		
18		両備	新道ハーバーアイランド	新倉敷駅前	クラレ入口	ハーバーアイランド	0	0.5	0	7.5		
19		両備	クラレ新道ハーバー	新倉敷駅前	クラレ正門前・プール前	ハーバーアイランド	0.5	0	0	7.9		
20		両備	クラレ正門前	新倉敷駅前	玉島警察署前・堀貫	クラレ正門前	0.5	0	0	4.2		
21		両備	中国能開大	新倉敷駅北口	作陽大学正門	中国能開大	2	6.5	0	0	2.2	
22		倉敷-中庄	下電	中庄線	中庄駅	倉敷駅前	成人病センター	2	2	2	10.0	
23	下電		中庄線	中庄駅	中庄団地	倉敷駅前	2	2	2	8.0		
24	両備		中庄倉敷	岡山駅	天満屋・庭瀬	倉敷駅前	6.5	6	6	19.2		
25	両備		中庄倉敷	岡山駅	天満屋・北長瀬駅前・庭瀬	倉敷駅前	3	3	3	20.0		
26	倉敷-茶屋町	幹線	下電	茶屋町線	倉敷駅前	帯江	26.0	3.5	2.5	2.5	7.0	
27		幹線	下電	茶屋町線	倉敷駅前	茶屋町駅前		10.5	10	10	10.0	
28		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	白葉町・倉敷駅前		0.5	0.5	0.5	9.2	
29		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	白葉町・倉敷駅前		興除車庫前	2	1	1	12.2
30		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	倉敷前・倉敷駅前		興除車庫前	8.5	7	7	11.9
31		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	倉敷前・倉敷駅前		茶屋町駅前	1	1	1	8.9
32	玉島-水島	幹線	両備	新倉芸大	新倉敷駅前	霞橋	倉敷芸科大	26.5	26.5	8.5	2	4.9
33	倉敷地内	両備	水江循環線	倉敷駅北口	イオン倉敷・水江	倉敷駅北口	70	74	74	6.8		
34		両備	イオン倉敷	倉敷駅北口	あけぼの橋	イオンモール倉敷	7	7	7	2.7		
35		両備	倉敷循環線(右回り)	倉敷駅前	笹沖・保健所・成人病	倉敷駅前	13	13	13	9.3		
36		両備	倉敷循環線(左回り)	倉敷駅前	成人病・保健所・笹沖	倉敷駅前	13	5	5	9.3		
37	児島地内	下電	王子ヶ岳線	JR児島駅	下之町	王子ヶ岳登山口	16	15	15	8.9		
38		下電	児島循環線(ふれあい号)	JR児島駅	児島循環	JR児島駅	10	10	10	12.2		
39		下電	下津井循環(とこはい号)	JR児島駅	下津井循環	JR児島駅	10	10	10	19.5		
40		下電	下津井線	JR児島駅	鷺羽山ハイランド	下津井	2	1	1	8.0		
41		下電	由加山線	JR児島駅	加茂路峠	由加山	1	0	0	10.3		
42		下電	由加山線	JR児島駅	峠	由加山	1	0	0	11.9		
43		下電	ジーンズバス	JR児島駅	野崎家旧宅	JR児島駅	3	0	6	6	9.8	
44		下電		JR児島駅	下電ホテル前	JR児島駅	4	0	0.5	0	26.4	
45		下電	黒谷線	郷内農協前	森池	黒谷	1	1	1	4.9		
46	岡山-中庄	下電	両備線	岡山駅	中仙道・下撫川	中庄駅	1	1	1	15.5		
47		岡電	中庄倉敷	岡山駅	天満屋・庭瀬	中庄駅	2.5	2.5	2.5	14.7		
48		岡電	中庄倉敷	岡山駅	天満屋・北長瀬駅前・庭瀬	中庄駅	4	4.5	4.5	15.5		
49		岡電	中庄倉敷(清心学園止)	岡山駅	天満屋・庭瀬	清心学園	1	0	0	13.3		
50		両備	コンベックス中庄	天満屋	庭瀬・コンベックス	中庄	0.5	0	0	19.5		
51	児島-与島	下電	与島線	JR児島駅	児島IC・榎石島	瀬戸大橋FW	6	6	6	15.8		

摘要) 運行回数は1往復を1回、循環系統は1循環で1回とする。

1) 平日1便及び土日祝は玉島協同病院を経由しない 2) 作陽学園休校日運休 3) 金・土・日・祝のみ 4) 金・土・祝前のみ

## 6 用語解説

### ア行

- ▶ **ICカード**  
鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する際に運賃などとして利用できるカードのこと。
- ▶ **アクセス**  
接続、交通手段、参入のこと。
- ▶ **育児支援タクシー**  
子どもを連れて保護者の外出サポートや、保育園や塾などに保護者の代行としての送迎、陣痛時のスムーズな送迎など、子育て世代に優しいタクシーのこと。
- ▶ **エコ通勤**  
CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)の排出量を抑えるために自動車を使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などで通勤すること。
- ▶ **NPO(特定非営利活動法人)**  
非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民活動団体やボランティア団体のこと。
- ▶ **温室効果ガス**  
CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)など、大気圏にあり地表から放射された赤外線の一部を吸収することで地球の表面付近の大気を暖める効果をもつガスのこと。

### カ行

- ▶ **改正道路交通法の施行**  
75歳以上のドライバーが一定の違反行為をした際、または3年に1度の運転免許証更新の際に、認知機能検査を行い「認知症のおそれ」と判断された場合、臨時適性検査などの受診を義務づけ、認知症と診断された場合は運転免許証の取り消しや停止になることなどを定めた改正道路交通法が、平成29年3月に施行された。
- ▶ **片利用**  
地域独自ICカードを導入する地域において、10カード(全国相互利用が可能になった交通系ICカード10券種(ICOCAやPiTaPaなど))も利用可能となるサービスのこと。
- ▶ **系統・路線**  
起点・経由地・終点により異なるバスの経路パターンのこと。似た経路の運行系統を束ねたものを路線という。系統番号は、こうした運行系統ごとに番号を付することにより、利用者等に対する案内を簡明にするともに、バス事業者における運行管理の容易化を図るために設定されたもの。
- ▶ **公共車両優先システム(PTPS)**  
公共交通の定時性確保と利用者の利便性向上を目的として、バス専用・優先レーンを設置、優先信号制御(赤信号の短縮、青信号の延長等)等により、バスなどの公共交通の車両が優先的に通行できるようにするシステムのこと。略称はPTPS(Public Transport Priority System)。
- ▶ **交通結節点機能**  
鉄道やバスなど複数の交通手段相互の乗り換えが効率的かつスムーズに行える機能のこと。また、交通結節点には憩い・集いの場としての交流機能や、地域のランドマークとしての機能が求められることもある。
- ▶ **交通不便地域**  
駅や停留所から離れているなどの理由により、鉄道やバスなどの公共交通を利用しにくい地域のこと。
- ▶ **コミュニティ**  
同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済などにおいて深く結びついている社会のこと。地域社会、共同体のこと。

## サ行

- ▶ **サイクル&ライド**  
自宅から自転車で最寄りの駅または停留所まで行き、自転車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

## タ行

- ▶ **第三セクター**  
第一セクター（国及び地方公共団体が経営する公企業）や第二セクター（私企業）と異なる第三的方式による法人のこと。
- ▶ **地球温暖化**  
CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を中心とした温室効果ガスの増加により、熱が地球の外に逃げにくくなり、地球に出入りするエネルギーバランスが崩れて気温が上昇する現象。石炭や石油などの化石燃料を燃やし続けることによる二酸化炭素の排出量増加に伴う地球温暖化が指摘されている。
- ▶ **デジタルサイネージ**  
デジタル技術を活用して、ディスプレイなどに情報や映像を表示する媒体のこと。
- ▶ **ドア・ツー・ドア**  
自宅の戸口を出てから目的の戸口まで直接にアクセスできること。
- ▶ **特定地域**  
「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第三条第一項の規定により指定された地域のこと。  
この法律は、タクシー事業の収益基盤や運転者の労働条件の悪化などの諸問題の解決を図り、各地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが目標とされている。第三条第一項では、タクシー1台当たりの収入の状況や不適切な運営の状況があった場合、地域と協力しながらタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要な地域を、期間を定めて「特定地域」と指定することができるとされている。
- ▶ **都市機能**  
都市の持つ種々の動きのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育などの諸活動によって担われる機能のこと。
- ▶ **図書館代行**  
借りた本の返却などを代行するタクシーサービスのこと。

## ナ行

- ▶ **二次交通**  
複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関のこと。例えば、観光客の二次交通は空港や鉄道駅に着いてから目的の観光地までの交通を指す。
- ▶ **妊婦タクシー**  
妊娠中の外出や、陣痛時・入退院時の病院への送迎などを行うタクシーサービスのこと。
- ▶ **ノンステップバス**  
出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバス。

## ハ行

- ▶ **パーク&ライド**  
自宅から自家用車で最寄りの駅または停留所まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。
- ▶ **パーソントリップ調査**  
抽出された市民の1日の行動（目的地やそこまでの移動手段など）について把握するために行うアンケート調査。

- ▶ **バスロケーションシステム（バスロケ）**  
無線通信や GPS などを利用してバスの位置情報を収集し、バスの定時運行や利用者への情報提供に役立てるシステムのこと。
- ▶ **パターンダイヤ**  
鉄道やバスなどの公共交通が、一定の間隔で周期的に運行されること。
- ▶ **バリアフリー**  
障がい者や高齢者などの社会的弱者が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態のこと。「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅について、段差の解消、視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等の移動等円滑化を推進することが謳われている。
- ▶ **ビッグデータ**  
従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合のこと。
- ▶ **福祉有償運送**  
NPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。
- ▶ **ボランティア輸送**  
利用者は、ガソリン代などの実費のみを負担して、個人や団体がボランティアで行う輸送。道路運送法に基づく許可や登録を必要としない。

## マ行

- ▶ **見守り代行**  
一人暮らしの高齢者などの巡回見守りを行うタクシーサービスのこと。
- ▶ **モビリティ・マネジメント**  
過度に自動車に頼る生活から公共交通などを『かしこく』使う方向へと自発的に転換することを促す、コミュニケーションを中心とした取り組みのこと。

## ヤ行

- ▶ **ユニバーサルデザイン**  
年齢や言葉の違い、身体的条件などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいものであるように製品や環境などをデザインすること。もとのデザインを変更したり、特別な仕様を加えたりすることで今ある障壁を除去する「バリアフリー」からさらに深く踏み込んだ考え方とされる。

## ラ行

- ▶ **ラッピング（車両）**  
あらかじめ広告を印刷したフィルム（ラッピングフィルム）を車体に貼り付けるラッピング広告を施されたバス・鉄道車両などのこと。



## 倉敷市地域公共交通網形成計画

---

発行日 平成 29 年 3 月 (令和 4 年 3 月変更)

発 行 倉敷市

編 集 倉敷市建設局都市計画部 交通政策課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

電話 086-426-3545

---